平成２８年（フ）第２７７３号
東京都杉並区荻窪１丁目４－８－104
債務者　澤田　直幸
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７８０号
東京都品川区小山２丁目５－５－202
債務者　高橋ふみ代
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７８３号
東京都八王子市中野町2745－１－205
債務者　板垣　信二
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７８８号
静岡県静岡市駿河区小黒２丁目６－15－506
債務者　濱井　　論
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７８９号
東京都目黒区東が丘１丁目21－15
債務者　大西みどり
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７９１号
東京都大田区矢口３丁目５－10－501
債務者　松平　良子（旧姓江崎）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７９２号
東京都渋谷区本町２丁目２－12
債務者　平澤　孝幸
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５８号
静岡市駿河区有明町１番27号　西ヶ谷アパート、旧住所静岡市駿河区中島459番地の３
中島団地Ｓ12－404号
債務者　宇佐美ひろみ
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４２号
大阪市旭区赤川２丁目11番18－304号、前住所大阪市都島区大東町２丁目８番８号
債務者　市来　由美（旧姓八久保）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７８号
大阪市鶴見区緑１丁目15番32号プレアール鶴見緑地204
債務者　横田　啓代
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０２号
大阪市東淀川区小松３丁目７番17号パレエレガンテ403号
債務者　森島　順司
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２０号
大阪市浪速区日本橋５丁目６番19－502号
債務者　新本倫弘こと　朴　　春景
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１１号
大阪府四條畷市田原台１丁目５番11号
債務者　髙田　洋子（旧姓尾久土）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２８号
大阪府交野市向井田１丁目56番１号、前住所大阪府寝屋川市打上南町１番５－404号
債務者　園田　由香（旧姓玉川・但馬）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４号
釧路市美原３丁目５番２号
債務者　笹原　修二
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前９時30分
釧路地方裁判所